

村営住宅入居に際しての注意事項

- 1 申し込みは1世帯一通に限ります。夫婦の他親族、婚約者同士でそれぞれ別々に申し込んだ場合、万一誤って申し込みを受付当選されても重複申込みとみなして、その全部を無効とします。また、偽りの記入をしている場合も同様とします。
- 2 申込人（本人）は世帯主を原則とします。
- 3 提出された書類は一切お返ししません。
- 4 敷金は家賃の3ヵ月分を入居手続きの時納入していただきます。
- 5 入居してから3年経過した後に収入が基準を超えたときは、明渡しの努力義務が生じます。
- 6 明渡しの努力義務が生じた後、やむを得ない事情により直ちに退去できない場合は、家賃のほかに割増賃料が加わります。
- 7 村営住宅では犬、猫、鳩、鶴等の動物は飼えません。
- 8 次の項目に掲げる費用は入居者の負担義務があります（家賃とは別途）。
 - ① 共益費：屋外電燈・電気料、共同水栓、浄化槽清掃・点検費、エレベーター動力、高架水槽ポンプ、集会所の光熱料
 - ② 衛生掃除費：チリ収集料金等
 - ③ 共同施設費：各電燈、樹木草花の手入費、遊具・遊び場等の遊具設備の小修理、共同アンテナの維持管理
 - ④ 運転、保全の経費：各施設の運転及び保全の委託料金（浄化槽等）
 - ⑤ その他入居者の当然必要となる諸経費
- 9 疊の表替、破損ガラスの取替、フスマ張替、壁の塗替等、軽微な修繕及び給水栓点滅器、その他附帯施設の構造上重要でない修繕に要する費用
- 10 管理人から要請のある作業等は協力し、団地敷地内の維持管理に努めること（草刈り等）。